

加古川市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第89条の3及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）第17条第1項に基づき、本市における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制並びに障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うため、加古川市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援に関する事項
- (2) 関係機関による相互の連携に関する事項
- (3) 障害福祉サービスに関する事項
- (4) 地域の障害福祉活動に関する事項
- (5) 障がい者の就労に関する事項
- (6) 障がい児に関する事項
- (7) 障がい者差別の解消に関する事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、障がい者の自立と社会参加に関する事項

(委員)

第3条 協議会は、委員25名以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関する学識経験を有する者
- (2) 障がい者当事者団体又は家族団体の代表者
- (3) 障害福祉の関係機関等に所属する者
- (4) 保健又は医療の関係機関等に所属する者
- (5) 教育又は雇用の関係機関等に所属する者
- (6) 権利擁護の関係機関等に所属する者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員（前条第7号の委員を除く。）の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を統括し協議会を代表する。

4 副会長は、会長の指名した委員をもって充て、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、市長の要請に基づき会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員及び運営については別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(情報の公開)

第9条 協議会については、原則、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年12月9日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 初回の会議の招集については、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 障害者自立支援法附則第 1 5 条第 1 項の規定により平成 2 4 年 3 月 3 1 日までに旧障害者自立支援法第 3 2 条第 1 項の指定を受けているものは、施行日に新障害者自立支援法第 5 1 条の 1 4 第 1 項の指定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。